

# 高知くらしの護身術

155

## 過量販売

### 法律改正で契約解除に

(2010年1月5日掲載原稿)

消費生活センターに寄せられる相談のなかに訪問販売で日常生活に不必要な大量の商品を買わされた、次々と高額な契約をさせられたという、いわゆる「過量販売」や「次々販売」に関するものがあります。

たとえば「一度に使いきれないほどの健康食品や化粧品を買わされた。」「まとめて数年間分の学習教材を契約させられた。」「同じ業者が何度も訪問してきて健康食品やリフォーム工事などを繰り返し契約させられた。」「他の業者が訪問してきて以前購入や契約したものと同種の契約を次々とさせられた。」というようなものです。

このような場合、今まではクーリング・オフ期間を過ぎていると無条件で契約を解除することは困難でしたが、このような悪質な勧誘を防止するため法律が改正され、平成21年12月1日以降の契約について明らかに「過量販売」「次々販売」である場合は、契約後1年以内は無条件で契約解除ができるようになりました。

具体的には①一回の契約で過量販売された場合はその契約の全部が解除できます。②同一業者が次々販売した結果、過量販売となった場合は過量となった時点以降の契約が解除できます。③他業者が過量となることを知っていて契約した場合はその契約が解除できます。

しかもクレジット払いの場合は、クレジット契約も解除でき、支払った金額の返金請求ができるようになりました。

このほか、商品や役務の説明に偽りがあった場合、6ヶ月以内なら契約（クレジット契約も）を取り消して、支払った金額も返金請求ができます。

詳細は消費生活センターにお問い合わせください。